（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））同　大元　慎二
（同）同　中村　広樹
内閣官房消費税価格転嫁等対策推進室参事官を命ずる
内閣官房消費税価格転嫁等対策準備室参事官を免ずる（各通）（以上十月二日）
内閣官房参与　平田　竹男
内閣官房２０２０年オリンピック・パラリンピック東京大会推進室長に任命する（文部科学省スポーツ・青少年局長）文部科学事務官　久保　公人
内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））に併任する
内閣官房２０２０年オリンピック・パラリンピック東京大会推進室代理を命ずる（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長）厚生労働事務官　蒲原　基道
内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））に併任する
内閣官房２０２０年オリンピック・パラリンピック東京大会推進室副室長を命ずる（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））内閣事務官　黒田　篤郎
内閣官房２０２０年オリンピック・パラリンピック東京大会推進室長代理を兼ねて命ずる（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長）厚生労働事務官　井上　誠一
（文部科学省スポーツ・青少年局競技スポーツ課長）文部科学事務官　杉浦　久弘
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する
内閣官房２０２０年オリンピック・パラリンピック東京大会推進室参事官を命ずる（各通）（文部科学省大臣官房審議官（スポーツ・青少年局担当））　永山　賀久
同　内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する
内閣官房２０２０年オリンピック・パラリンピック東京大会推進室副室長を命ずる（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））同　加藤　進
（同）同　佐々木裕介
（同）同　高田　潔
（同）同　吉田　朋之
内閣官房２０２０年オリンピック・パラリンピック東京大会推進室参事官を兼ねて命ずる（各通）（同）同　澤川　和宏
内閣官房２０２０年オリンピック・パラリンピック東京大会推進室参事官を命ずる（以上十月四日）（国土交通省大臣官房付）国土交通事務官　水津　重三
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する
内閣官房ＰＦＩ法改正法案等準備室参事官を免ずる（十月七日）

林野庁

（林野庁付）農林水産技官　津元　頼光
（林野庁森林整備部研究指導課放射性物質影響評価官）同　柴田　晋吾
辞職を承認する（各通）（九月三十日）
（独立行政法人農林漁業信用基金理事）　山﨑　信介
農林水産技官（林野庁林政部林政課林業・木材産業情報分析官）に採用する
（林野庁森林整備部研究指導課付）農林水産技官　森田　一行
林野庁森林整備部研究指導課放射性物質影響評価官に配置換する（以上十月一日）

水産庁

（水産庁増殖推進部漁場資源課漁業資源情報分析官）農林水産技官　富塚　叙
辞職を承認する（九月三十日）
（水産庁漁港漁場整備部整備課上席漁港漁場専門官）農林水産技官　石井　馨
水産庁漁港漁場整備部防災漁村課水産施設災害対策室長に昇任させる
（水産庁漁港漁場整備部整備課付）同　間辺　本文
水産庁漁港漁場整備部整備課漁場環境情報分析官に配置換する（水産庁漁港漁場整備部防災漁村課水産施設災害対策室長）　吉塚　靖浩
同　水産庁漁港漁場整備部整備課付に配置換する（以上十月一日）

特許庁

（審判部審判長）経済産業技官　川崎　芳孝
（同）同　下中　義之
（同）同　阿部　利英
辞職を承認する（各通）（九月三十日）
（裁判所調査官）　林　浩
経済産業技官（審判部審判長）に採用する
（審判部審判官）経済産業技官　山田　繁和
審査第一部意匠審査長（民生意匠）に昇任させる
（審査第一部意匠審査長（民生意匠））同　木村　恭子
審査第一部意匠審査長（生活意匠）に配置換する
（審査第一部意匠審査長（生活意匠））同　小林　裕和
審判部審判長に配置換する（以上十月一日）

皇室事項

行幸啓
天皇皇后両陛下は、十月五日午前九時五十分御出門、東京都において開催されている第六十八回国民体育大会ハンドボール競技を御覧のため、武蔵村山市総合体育館（武蔵村山市）へ、引き続き、御視察のため社会教育施設　耕心館（瑞穂町）へ行幸啓、午後四時五十一分還幸啓になった。
天皇皇后両陛下は、十月七日午前十時四分御出門、東京都において開催されている第六十八回国民体育大会ボクシング競技を御覧のため、日野市市民の森ふれあいホール（日野市）へ行幸啓、午後零時十七分還幸啓になった。
行啓
皇后陛下は、十月六日午後一時十三分御出門、第十五回日本太鼓全国障害者大会を御覧のため、文京シビックホール（文京区）へ行啓、同二時三十八分還啓になった。
御祝電
天皇陛下は、ドミニカ国大統領チャールズ・サバリン閣下の大統領就任につき、十月七日御祝電を発せられた。
御祝電及び御答電
平成三十二年（２０２０年）オリンピック・パラリンピック競技大会の開催都市が東京に決定したことにつき、次の各国元首から天皇陛下へ御祝電を寄せられ、これに対しそれぞれ御答電を発せられた。
クウェート国首長殿下
ガボン国大統領閣下
バーレーン国国王陛下

官庁報告

労　働

最低賃金の改正決定に関する公示
兵庫労働局最低賃金公示第２号
最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、兵庫県各種商品小売業最低賃金（平成20年兵庫労働局最低賃金公示第８号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。
平成25年10月９日　兵庫労働局長　前田　芳延
第４号中「１時間775円」を「１時間781円」に改める。
附　則
この決定は、平成25年12月１日から効力を生ずる。

国土調査の実施に関する公示
国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第七条の規定に基づき、国土調査の実施に関して、次のとおり公示する。
平成二十五年十月九日　国土交通大臣　太田　昭宏
一　調査の種類　土地分類基本調査（土地履歴調査）・水調査（地下水調査）
二　調査を実施する者の名称　国土交通省
三　調査地域
土地分類基本調査（土地履歴調査）
滋賀県　大津市、草津市、守山市、栗東市
京都府　京都市、宇治市、城陽市、日向市、長岡京市、八幡市、京田辺市
大阪府　大山崎町、久御山町
堺市、岸和田市、池田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、枚方市
茨木市、泉佐野市、富田林市、河内長野市、和泉市、箕面市
泉南市、大阪狭山市、阪南市、島本町、忠岡町、熊取町、田尻町
岬町、河南町、千早赤阪村市
兵庫県　忠岡町、太子町、河南町
神戸市、明石市、加古川市、三木市、稲美町、播磨町
和歌山県　和歌山市、海南市
水基本調査（地下水調査）　全国
四　調査期間　平成二十五年～平成二十六年